

8つの行動の活動指標の進捗状況（17項目）

資料3

8つの行動に係る17施策を活動指標として設定し、事業を推進している。

8つの行動	活動指標	第6期 計画目標 (R6年度末)	R5年度末 実績	達成率	今後の取組等
行動1 みんなで安全安心な地域をつくる	①若年者向け消費者トラブル防止講座の開催回数 (累計:H29～)	1,200回	1,048回	87.3%	令和4年4月に成年年齢が18歳となり、若者等の消費者トラブル防止の機運の高まりが見られたが、経年による機運の低下が懸念される。 引き続き、教育委員会等を通じ各学校へ出前講座の活用について周知する。
	②まちづくり防犯グループの結成数	2,285 グループ	1,874 グループ	82.0%	防犯グループ活動人員の少人数化、高齢化、解散が進み、活動人員の確保が課題となっている。 若い世代が防犯グループの必要性を理解し活動に参加してもらえるよう、毎年、各県民局単位で実施している研修会等を通じて活動参加を呼びかけていく。
	③事業所防犯責任者設置事業所数	10,000 事業所	9,117 事業所	91.2%	関係団体を通じて事業所への新規設置を周知するとともに、県ホームページで当制度の趣旨や設置届出事業所リストを掲載し、幅広い事業所における設置を目指す。
行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる	④自動録音電話機普及促進事業実施市町数	41市町	22市町	53.7%	R6年度は県内全市町で制度整備済み（新温泉町は貸与事業）。 多様化する特殊詐欺の手口や対策について幅広い周知を図るため、県内各地で被害防止対策講習会を開催するとともに、高齢者が多く訪れる場所での普及啓発など、被害防止対策PRキャンペーンを実施する。
	⑤サイバー犯罪被害防止教室の開催回数 (累計:H26～)	5,700回	4,579回	80.3%	開催回数を増やして多くの県民に受講してもらうためには、オンラインでの開催が効率的である一方、対面方式での実施を望む声も多い。 引き続き、オンライン方式と対面方式を適切に活用しながら開催していく。

8つの行動	活動指標	第6期 計画目標 (R6年度末)	R5年度末 実績	達成率	今後の取組等
行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる	⑥子どもの安全・安心確保のリーダー養成講座の受講者数 (累計:H27～)	12,130人	11,452人	94.4%	見守り活動人員の高齢化に伴い、参加人数が減少している。 引き続き、防犯グループやまちづくり推進員へのリーダー養成講座を実施するとともに、県警と連携しながら「ながら見守り」を普及させ、子どもの安全確保に向けた活動を促していく。
	⑦18歳未満の者が利用する携帯電話のフィルタリング利用率(契約時)	85.0%	84.6%	99.5%	SNS等に起因する事犯の被害児童の約9割がフィルタリングを利用していないことから、契約時も含めて、フィルタリング利用率を高める必要がある。 フィルタリングにより青少年の犯罪被害を未然に防止できるという重要性を携帯電話事業者とも連携しながら啓発していく。
行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる	⑧DV対策に係る連携体制を整備している市町数	41市町	25市町	61.0%	市町によってDV相談件数や庁内連携会議設置への意識に差がある。 地域のDV防止ネットワーク会議や市町担当課長会議などを活用し、庁内DV対策連携会議の設置を促す。 なお、設置していない市町においても、DVの相談があった時に随時関係課で連携をとっている。
	⑨配偶者暴力相談支援センター設置市町数	30市町	17市町	56.7%	市町によってDV相談件数や配偶者暴力相談支援センター設置への意識に差がある。 地域のDV防止ネットワーク会議や市町担当課長会議などを活用し、配偶者暴力相談支援センターの設置を促す。
行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる	⑩くらしの安全・安心推進員による高齢者等への消費者教育啓発活動数 (累計:H25～)	12,300回	13,074回	106.3%	R5年度消費者教育啓発活動数はR4年度分より増加したものの、くらしの安全・安心推進員が高齢化、固定化し、現行水準での活動維持が困難になりつつある。 引き続き、くらしの安全・安心推進員の教育啓発活動への支援を通じて幅広い世代に参加を働きかけ、活動のさらなる活性化を図る。
	⑪障害者虐待対応力向上研修の受講者数 (累計:H27～)	27,300人	27,085人	99.2%	通報義務の徹底、法人・施設や企業等における虐待に対するガバナンスの確立、虐待を繰り返す等悪質な事例への対応が課題である。 県警等関係機関との連携体制の強化や研修の周知等により、障害者虐待防止のさらなる推進を図る。

8つの行動	活動指標	第6期 計画目標 (R6年度末)	R5年度末 実績	達成率	今後の取組等
行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる	⑫犯罪被害者等からの相談支援件数 (累計:H29～)	8,400件	7,427件	88.4%	兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口(R5.10設置)及びひょうご性被害ケアセンター「よりそい」について、各種広報媒体も活用しながら周知を進める。 また、被害直後の経済的負担を軽減するための見舞金の支給や、関係機関で必要な支援を提供するための「支援調整会議」の開催等に取り組む。
	⑬保護観察対象者等の雇用導入支援件数 (累計:H28～)	92件	98件	106.5%	神戸保護観察所、NPO法人兵庫県就労支援事業者機構、コレワーク、ハローワーク等関係機関と連携しながら、雇用主等に対して支援制度の周知を図り、制度のさらなる活用促進につなげる。
行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する	⑭矯正施設を出所後、福祉的な支援がないと自立した生活を送ることが難しい障害者・高齢者への支援件数 (累計:H22～)	850件	896件	105.4%	地域生活定着支援事業についての市町・関係機関への周知及び理解が必要である。 地域生活定着支援センターの体制充実に努めるとともに、市町・関係機関の連携を推進する。
	⑮防犯カメラの設置補助箇所数 (累計:H22～)	5,450カ所	5,273カ所	96.8%	防犯カメラは、犯罪抑止・犯罪捜査の観点から非常に有用であり、県民の安全安心な生活を確保するための重要な設備である。 引き続き、市町において補助事業を継続できるよう、県としても財源確保に努める。
行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する	⑯客引き行為等禁止地区(三宮北部地域)における客引き・客待ち数の傾向	地区指定時(H27.10)からの減少率 △50%	地区指定時(H27.10)からの減少率 △38.1%	76.2%	客引き指導員による積極的な行政指導を徹底し、禁止行為の意識を醸成するとともに、悪質な違反者については、その氏名等の情報を県ホームページで公表するほか、県警と連携して、客引き行為者等に対する一斉現場指導を実施する。 また、市町、県警、地域住民、地元商店街等との客引き行為防止の合同パトロールを通じた啓発や、官民連携によるAI防犯カメラ等の技術を活用した実効性のある客引き対策を展開する。
	⑰「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談支援件数 (累計:H25～)	3,900件	3,512件	90.1%	引き続き、日常で感じた小さな異変を気軽に通報することができることを県民へ周知することで、事件の未然防止に努めていく。